

(総則)

第1条 甲（以下「甲」という。）及び乙（以下「乙」という。）は、契約書及び仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間内に履行し、甲は、その購入代金を支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。

6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(納入の方法等)

第2条 物品納入の期限及び場所は表記のとおりである。

(納品書の提出)

第3条 乙は、物品を納入したときは、納品書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第4条 甲は、前条の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、甲はその理由を乙に対して通知して、甲が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

3 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の規定による検査に立ち会うものとする。

4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て乙の負担とする。

(契約代金の支払い)

第5条 契約代金は、前条に規定する検査を受けて乙が納入を完了し、正当なる書面をもって請求を受けた日から30日以内にこれを支払うものとする。

2 甲は、乙から取立金があるときは、乙に支払う代金から相殺し、なお不足があるときは、乙からこれを徴収するものとする。

(契約内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第7条 物品の所有権は、検査に合格したときに、乙から甲に移転し、同時にその物品は、甲に対し引き渡されたものとする。ただし、店頭検査を行う物品については、所定の場所に納入されたときに、所有権が移転し、引き渡されたものとする。

2 物品の納入前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、甲の負担とする。

(納入期限の延長)

第8条 乙は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができない場合は、速やかにその理由、納入の予定日等を申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合は、乙は当該延滞部分の請負代金額から遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に

関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した額を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第10条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約金額（甲が分割して履行しても支障がないと認めた既済部分を除く。）につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第4条第1項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

5 甲の責めに帰すべき事由により、第5条第1項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が甲に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。

（甲の催告による解除権）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第9条第1項の手直し等がなされないとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第14条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前2条の規定により契約を解除した場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が納入期限後に行われたときは、甲は、納入期限の翌日から解除の日（乙の申出に基づく場合は、その書面が甲に到達した日）までの日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第10条第2項の規定を準用する。

（協議解除）

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により、甲が契約内容を変更する場合において、契約金額が3分の2以上減少するとき。
- (2) 第6条の規定により、甲が物品の納入を一時中止させた場合において、その中止期間が引続き3月を超えたとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（賠償の予約）

第15条 乙は、この契約に関して、第11条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第11条の2第1項第10号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に

基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合

(2) 第11条の2第1項第11号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(権利譲渡の禁止)

第16条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約条項に明示されていない事項及びこの契約条項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

(契約の変更)

第18条 諸般の事情により、契約金額の変更が必要になった場合は、甲乙協議するものとする。

(その他)

第19条 乙は、この契約条項のほか、柳泉園組合契約事務規則を遵守するものとする。

(補則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

上記契約の証として、本証書2通を作成して、甲乙1通を保有する。